

「第 8 次宮崎市行財政改革大綱」の策定について（骨子案）

第 1 これまでの行財政改革の取組

昭和 61 年 2 月	宮崎市行政改革大綱（第 1 次）
平成 8 年 2 月	新宮崎市行政改革大綱（第 2 次）
平成 11 年 2 月	新たな宮崎市行財政改革大綱（第 3 次）
平成 14 年 2 月	宮崎市行財政改革大綱（第 4 次）
	①市民の視点に立った効率的な行財政システムの確立
	②市民が求める的確な行政サービスの提供
	③市民等との協働によるまちづくりの推進
	実施年度 平成 14～16 年度 効果額 52 億 8,800 万円
平成 17 年 4 月	宮崎市行財政改革大綱（第 5 次）
	①市民との協働による質の高い、最適な公共サービスの提供
	②住民自治による地域の特性を活かした公共サービスの提供
	③分権型社会・協働型社会に対応した行財政システムの確立
	実施年度 平成 17～19 年度
平成 18 年 8 月	宮崎市行財政改革大綱（一部改訂版）－宮崎市集中改革プラン－ （1 市 3 町合併及び平成 17 年 3 月 29 日付け（総務事務次官通知） 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の作成 について」を踏まえ、平成 17 年 4 月に策定した大綱を一部見直し）
	実施年度 平成 17～21 年度 効果額 162 億 7,900 万円
平成 22 年 4 月	新宮崎市行財政改革大綱（第 6 次）
	①効率的で信頼される行政運営の確立
	②健全財政の確立
	③市民の視点に立った行政サービスの確立
	実施年度 平成 22～24 年度 効果額 45 億 5,000 万円
平成 25 年 4 月	第 7 次宮崎市行財政改革大綱（第 7 次）
	①効率的で信頼される行政運営の確立
	②健全財政の確立
	③市民の視点に立った行政サービスの確立
	実施年度 平成 25～27 年度
平成 28 年 4 月	第 7 次宮崎市行財政改革大綱（改訂版）
	①効率的で信頼される行政運営の確立
	②健全財政の確立
	③市民の視点に立った行政サービスの確立
	実施年度 平成 25～平成 29 年度

第2 第8次宮崎市行財政改革大綱の位置付け

今年度、本市では、様々な社会情勢の変化や課題に対して、中長期的な視点を持ち、官民の協働により、市政を総合的かつ計画的に進めていくため、本市のまちづくりの指針であり、最上位の計画となる第五次宮崎市総合計画（以下「第五次総合計画」という。）を策定中です。

今回の第五次総合計画は、地方創生と総合計画の一体的な取組を推進し、変化する社会・経済情勢に対応していくため、現在の第四次宮崎市総合計画（以下「第四次総合計画」という。）の基本的な体系の見直しを行っています。その体系の変更の中で、第四次総合計画では重点目標1-2に位置付けられていた「効率的で信頼される行政経営」が第五次総合計画では、前期基本計画の第2章に「健全な行財政運営の確保」として位置付けられ、行財政改革に関する基本的方向や主要施策を明確に記載することとしています。

（総合計画の前期基本計画における基本的な位置付け）

章	節	重点項目	主要施策
第2章 健全な行財政 運営の確保	3 健全な行 財政運営を 確保する具 体的な取組 （基本的方 向及び主要 施策）	重点項目 持続可能で 信頼される 「行財政運 営の確保」	1 効率的で効果的な行政経営
			2 職員の資質向上と機能的な組織体制の確立
			3 情報化の推進
			4 広報広聴機能の充実
			5 広域連携の推進

このことから「第8次宮崎市行財政改革大綱（以下「第8次大綱」という。）」は、第五次総合計画の前期基本計画における「第2章 健全な行財政運営の確保」の「3 健全な行財政運営を確保する具体的な取組」の重点項目「持続可能で信頼される「行財政運営の確保」」を達成するための計画と位置付けます。

第3 基本的な考え方

本市は、第五次総合計画の基本構想期間を平成30年度から10年間とし、平成34年度までの5年間を前期基本計画の実施期間として、さまざまな施策を実施する予定です。

このため、第8次大綱は、前期基本計画を踏まえ策定することとします。

第8次大綱では、本市の行財政改革についての考え方を体系的にまとめるとともに、第五次総合計画に掲げる主要施策を実現するための取組を推進することで、「持続可能で信頼される「行財政運営の確保」」を目指すこととします。

第4 視点の設定

1. 4つの基本的な視点

本市では、行財政改革の取組に当たり、総合計画との関連性を重視し、総合計画の個別目標から、視点を設定し、それに基づいた施策の実施に取り組んできました。

第8次大綱においても、その考え方を継承し、第五次総合計画・前期基本計画の「主要施策」から視点を設定することとします。

また、第五次総合計画から基本目標5の重点項目11の主要施策の一部として位置付けられた「公共施設の「総量の最適化」と「質の向上」」の取組については、今後も行財政改革の重要な取組として全庁を挙げて行う必要性が高く、健全な行財政運営を確保するためには不可欠な取組であることから、視点として設定することとします。

以上より、次の4つの基本的な視点を設定します。

(1) 効率的で効果的な行政経営

限られた経営資源を有効に活用するため、行政評価を実施し、事務事業等を見直すとともに、民間事業者のノウハウの活用等を行い、市民サービスの向上とコスト削減を図ります。また、歳入確保と歳出削減を一体的に進め、必要な行政サービスを持続的に提供できる財政基盤を確立します。

(2) 投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」

公共施設等の総量の最適化や質を向上させる取組を推進するとともに、民間活力を活かした管理運営などの公民連携による公有財産の利活用を図ります。

(3) 職員の資質向上と機能的な組織体制の確立

市民目線で地域や行政の課題解決に取り組むため、コーディネート力や柔軟かつ適切に対応する能力をもった職員を育成するとともに、簡素で分かりやすい組織と適切な人員体制を整備します。また、市民の信頼を確保するため、内部統制の充実・強化に努めます。

(4) 情報化の推進と広報広聴機能の充実

ICTを活用し、市民の利便性向上を図るとともに、行政情報システム等のセキュリティ対策を強化します。また、シティプロモーションによる市内外への魅力発信と市政情報・広報媒体の充実による市政への関心や理解の増進に取り組むとともに、市民ニーズを把握し、市政へ反映することで、市民の市政への参画を促進します。

※ 主要施策5「広域連携の推進」については、「宮崎市地方創生総合戦略」（H27年度～31年度）が策定されており、計画を着実に推進することで当該目標の達成が期待できることから、本大綱における視点から除きます。

2. 共通視点

少子高齢化に伴う社会保障費関係の増加や、市民ニーズの多様化、高度化に伴う行政需要の増大へ対応するためには、従来の行財政改革から更に一步踏み込んだ行政経営改革に取り組むことが必要です。

そのためには、行政と民間が連携を深め、民間の創意工夫・技術力・資金等を活用する取組（いわゆる公民連携*）の視点が求められており、職員は施策を組み立てる時など、常に「公民連携」の視点を意識し、行政経営改革の取組に反映していく必要があります。

このように「公民連携」の視点は、今回設定する「4つの基本的な視点」の根幹を成す視点であり、かつ、「4つの基本的な視点」に共通する視点となります。

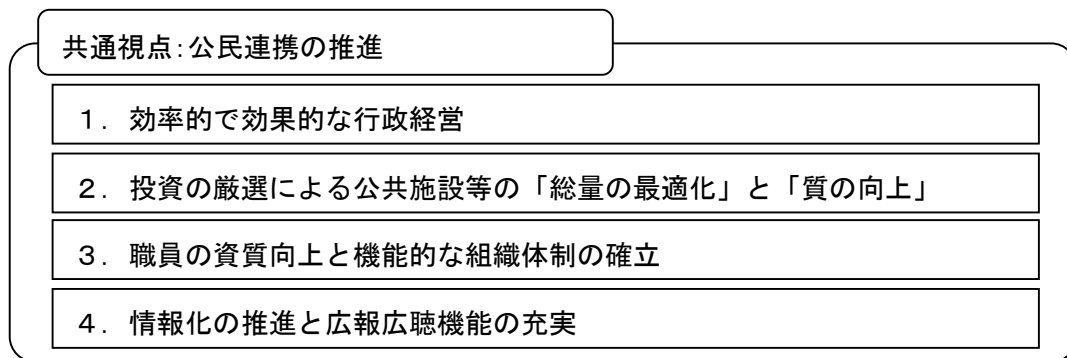
以上より、今回初めて、共通視点として「公民連携の推進」を設定します。

3. 視点設定のイメージ

共通視点と4つの基本的な視点の設定のイメージは、下図のとおりになります。

「公民連携の推進」という共通の視点をベースに4つの基本的な視点に基づいた施策に取り組んでいくこととします。

（視点設定のイメージ図）



*公民連携とは、行政と民間が連携して行政サービスの提供を行うことです。行政と民間の関与の度合いにより、民間委託や指定管理者制度から、連携協定や市民協働などまで、様々な取組が含まれています。

第5 取組期間

本大綱の取組期間については、第五次総合計画前期基本計画との整合性を図るため、平成30年度～平成34年度の5年間とします。

ただし、社会情勢の変化に対応し、時代に即した改革に取り組むため、平成32年度に中間見直しを行います。中間見直しでは、実施計画項目の進捗状況の確認、実施スケジュールの見直し、新たに取り組むべき項目の検討等を行います。

取組期間

年度		H30	H31	H32	H33	H34	H35	...	H39	
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	...	2027	
第8次行財政改革大綱		5年間 ● 中間見直し							...	
総合計画	基本構想	10年間								
	基本計画（5年間）	前期計画				後期計画				

第6 検討体制

(1) 組織

庁内組織である「宮崎市行政改革推進本部（本部長：市長、事務局：人事課行政改革推進室）」及び「同幹事会」において進めます。

(2) 市民意見の反映

各界の知識経験を有する者で構成する「宮崎市行政改革推進委員会」から意見聴取し反映する他、パブリックコメント等を実施し、市民の意見の反映を図ります。

- ①各界各層の知識経験を有する者で構成する「宮崎市行政改革推進委員会」から意見聴取
- ②市政モニターを活用したアンケートの実施
- ③パブリックコメントの実施
- ④ホームページ等を活用した策定過程の公表

第7 基本計画（具体的な施策）の骨子

第五次総合計画の策定により、第7次大綱と施策の体系が大きく異なる状況となることから、第8次大綱では大幅に施策の再編を行う必要があります（資料3-1）。

この骨子（案）における施策を基に具体的な実施項目等の検討を行います。

施策、数値目標については、実施項目と併せて再度検討を行い、施策の追加や修正を加えることとします。

行財政改革大綱における視点と施策数の変化

第8次宮崎市行財政改革大綱 4視点 19施策	第7次宮崎市行財政改革大綱（改訂版） 3視点 20施策
視点1. 効率的で効果的な行政経営 合計 6施策	視点1. 効率的で信頼される 行政運営の確立 合計 12施策
視点2. 投資の厳選による公共施設等の 「総量の最適化」と「質の向上」 合計 5施策	視点2. 健全財政の確立 合計 4施策
視点3. 職員の資質向上と 機能的な組織体制の確立 合計 4施策	視点3. 市民の視点に立った 行政サービスの確立 合計 4施策
視点4. 情報化の推進と 広報広聴機能の充実 合計 4施策	

8 今後のスケジュール

(1) 主な作成スケジュール

時 期	第 8 次行財政改革大綱関係
8 月	第 1 回幹事会・本部会議・行革委員会の開催（大綱骨子の決定）
9 月	大綱素案作成・具体的な実施項目の洗い出し
12 月	第 2 回幹事会・本部会議・行革委員会の開催（実施項目の決定）
2 月	第 3 回幹事会・本部会議・行革委員会の開催（大綱案の決定）
2 月	パブリックコメントの実施
3 月	第 8 次行財政改革大綱の策定

(2) 第 1 回委員会等のスケジュール

8 月 2 日（水）	15 時	～ 16 時	行政改革推進本部幹事会（全員協議会室）
8 月 17 日（木）	10 時 30 分	～ 12 時	行政改革推進本部会議（特別会議室）
8 月 25 日（金）	14 時 30 分	～ 16 時 30 分	行政改革推進委員会（災害対策本部室）